

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2019年7月27日

## 野村テンプレートン・トータル・リターン

Aコース (限定為替ヘッジ 年2回決算型)

Bコース (為替ヘッジなし 年2回決算型)

Cコース (限定為替ヘッジ 毎月分配型)

Dコース (為替ヘッジなし 毎月分配型)

野村テンプレートン・トータル・リターン Aコース

野村テンプレートン・トータル・リターン Bコース

野村テンプレートン・トータル・リターン Cコース

野村テンプレートン・トータル・リターン Dコース

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

## 野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 &lt;受付時間&gt; 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

● 携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

## 野村信託銀行株式会社

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (限定ヘッジ)
Bコース								なし
Cコース					あり (限定ヘッジ)			
Dコース					なし			

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2019年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：34兆9560億円（2019年5月31日現在）

この目論見書により行なう野村テンプレート・トータル・リターン A コース/B コース/C コース/D コースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2019 年 7 月 26 日に関東財務局長に提出しており、2019 年 7 月 27 日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドは、2019年7月に、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための投資制限（分散投資規制）へ対応する約款変更を行ないました。

当該変更への対応のため、主要投資対象に「FTIF - テンプレート・グローバル・トータル・リターン・ファンド」と同様の運用方針であり、分散投資規制に即した運用を行なう外国投資法人である「FTSIF - テンプレート・グローバル・トータル・リターン SIF」を追加しました。パフォーマンスへの影響を抑えるために徐々に入れ替えを行なっているため、2019年7月以降も当面の間は、「FTIF - テンプレート・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF - テンプレート・グローバル・トータル・リターン SIF」を主要投資対象としますが、入れ替えが完了したところで、「FTSIF - テンプレート・グローバル・トータル・リターン SIF」のみとする約款変更を行なうことを予定しています。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

新興国を含む世界各国の国債、政府機関債、社債等（現地通貨建てを含みます。）を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

「野村テンプレトン・トータル・リターン」は、分配頻度、投資する外国投資法人において為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

	為替ヘッジあり（限定ヘッジ） <sup>※</sup>	為替ヘッジなし
年2回分配	<b>Aコース</b>	<b>Bコース</b>
毎月分配	<b>Cコース</b>	<b>Dコース</b>

※「Aコース」「Cコース」は、投資する「FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1」「FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY-H1」において、ポートフォリオの通貨配分にかかわらず、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円での為替ヘッジを行なうことを基本とします。

- 各々以下の外国投資法人である「FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」「FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券
Aコース Cコース	FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド Class I (Mdis) JPY-H1 FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY-H1 (各証券を「JPY 限定為替ヘッジ・クラス」といいます。)
Bコース Dコース	FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド Class I (Mdis) JPY FTSIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン SIF I (Mdis) JPY (各証券を「JPY クラス」といいます。)



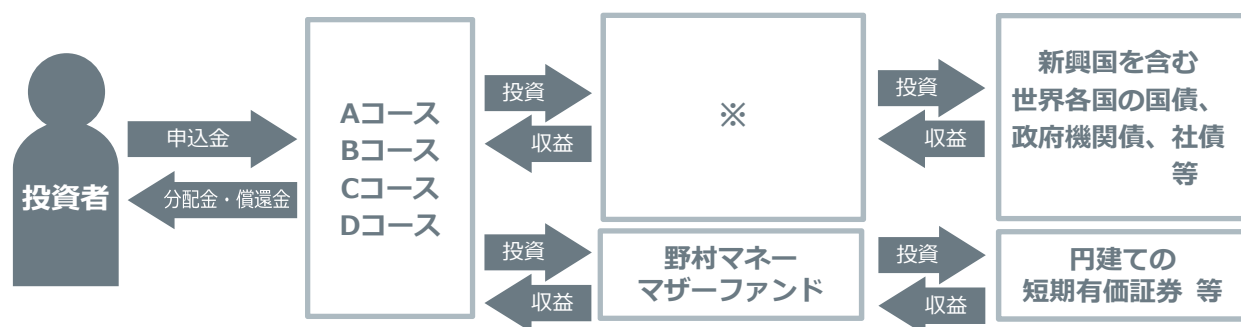
# ファンドの目的・特色

- 通常の場合においては、「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

\*通常の場合においては、「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

なお、当面の間、パフォーマンスへの影響に留意しながら、分散投資規制に即した運用を行なう「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」への投資比率を引き上げていくことを基本とします。

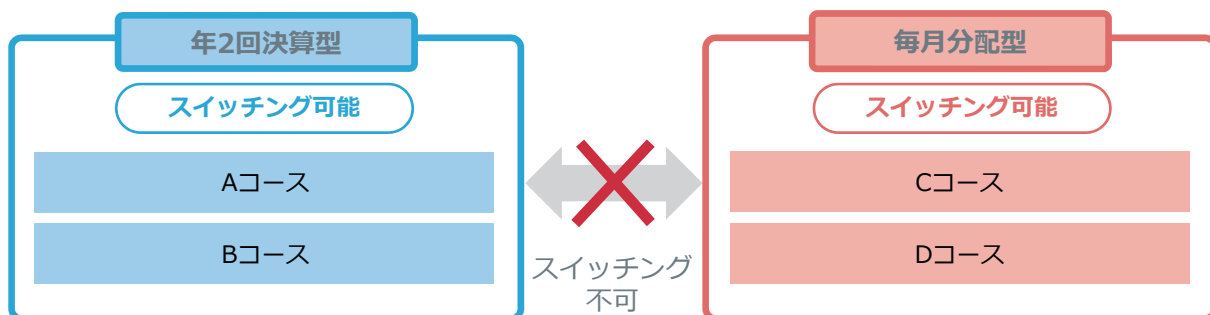
- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



\*「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」および「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」

## スイッチング

「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間でスイッチングができます。  
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用の権限の委託

運用にあたっては、フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	外国投資法人の外国投資証券の運用
委託先名称	フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社
委託先所在地	東京都 港区

## 投資対象とする外国投資法人の概要

FTIF - テンプレトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド  
 JPY限定為替ヘッジ・クラス/JPYクラス  
 (ルクセンブルグ籍外国投資法人)

<b>&lt;運用の基本方針&gt;</b>	
主要投資対象	新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）を主要投資対象として、インカムゲイン、キャピタルゲインおよび通貨の利益を総合した、米ドルベースでのトータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。</li> <li>ファンドは、投資適格および非投資適格の債券に投資を行ないます。</li> <li>効率的な運用を行なうために、債券先物、為替予約、為替先渡取引、スワップ取引やオプション取引等の金融デリバティブ取引も活用します。</li> <li>ファンドは、モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債等に投資を行なう場合があります。</li> <li>JPY限定為替ヘッジ・クラスは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度、米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。</li> <li>JPYクラスは、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> </ul>
主な投資制限	デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	規約の規定に基づき、解散する場合があります。
<b>&lt;主な関係法人&gt;</b>	
運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
保管会社	JPモルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理会社	フランクリン・templton・インターナショナル・サービス・エス・エイ・アール・エル
<b>&lt;管理報酬等&gt;</b>	
信託報酬	純資産総額の0.85%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF

JPY限定為替ヘッジ・クラス/JPYクラス

(ルクセンブルグ籍外国投資法人)

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新興国を含む世界各国の固定利付および変動利付の債券（国債、政府機関債、社債等。現地通貨建てを含みます。）を主要投資対象として、インカムゲイン、キャピタルゲインおよび通貨の利益を総合した、米ドルベースでのトータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。</li> <li>・ファンドは、投資適格および非投資適格の債券に投資を行ないません。</li> <li>・効率的な運用を行なうために、債券先物、為替予約、為替先渡取引、スワップ取引やオプション取引等の金融デリバティブ取引も活用します。</li> <li>・ファンドは、モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債等に投資を行なう場合があります。</li> <li>・JPY限定為替ヘッジ・クラスは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度、米ドル売り円買いの為替予約取引等により、対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。</li> <li>・JPYクラスは、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> </ul>
主な投資制限	デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	規約の規定に基づき、解散する場合があります。
＜主な関係法人＞	
運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
保管会社	JPモルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
管理会社	フランクリン・テンブルトン・インターナショナル・サービシズ・エス・エイ・アール・エル
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.75%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息、法務関係費用等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

## 「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配の方針

### Aコース、Bコース

原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



### Cコース、Dコース

原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

なお、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



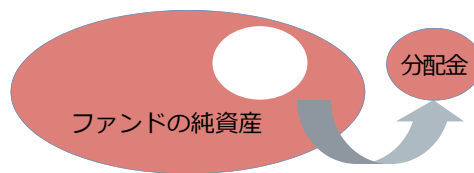
\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

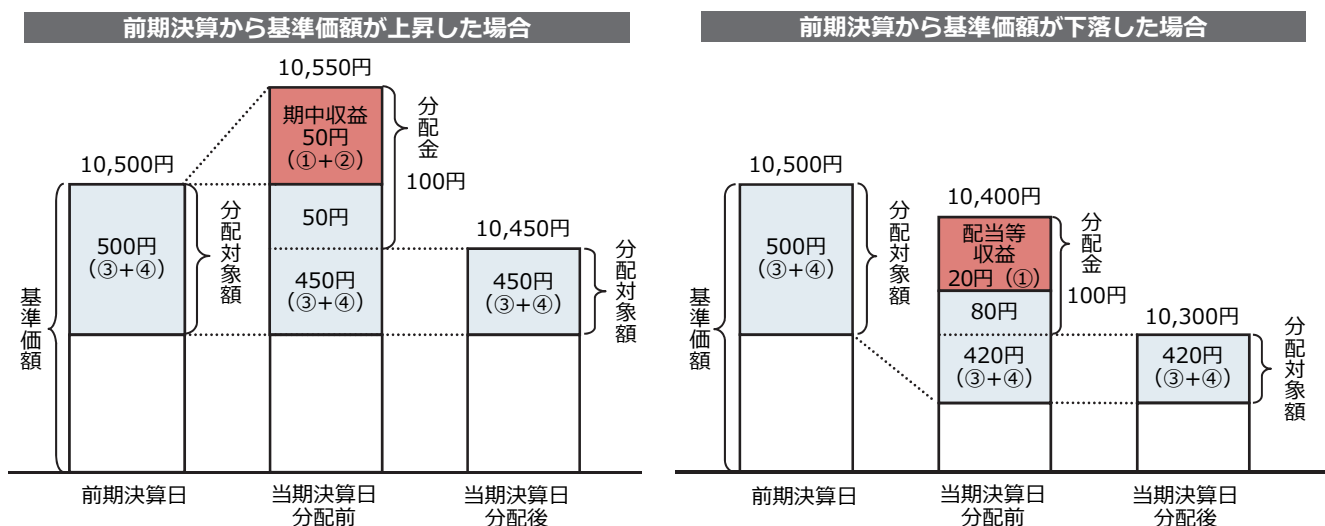


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

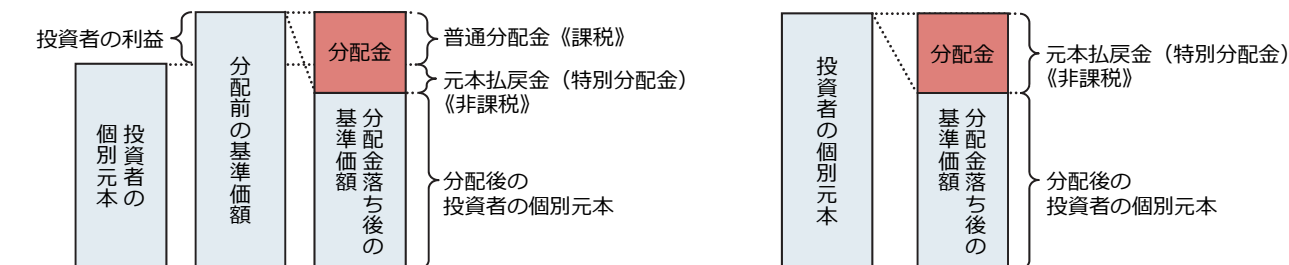
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。



※投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。





# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様<sup>※</sup>に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。**なお、**投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	<p>債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p> <p>また、ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。</p>
為替変動リスク	<p>「Aコース」および「Cコース」が投資する「JPY 限定為替ヘッジ・クラス」においては、実質的な通貨配分にかかわらず、当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引により、対円での為替ヘッジを行ないます。したがって、当該クラスは保有するすべての通貨について対円で為替ヘッジを行なうことを目的としていないため、為替変動の影響を受けます。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>「Bコース」および「Dコース」が投資する「JPY クラス」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないませんので、為替変動の影響を受けます。</p> <p>各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p>

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。



# 投資リスク

- 投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流入が生じた場合、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査  
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理  
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

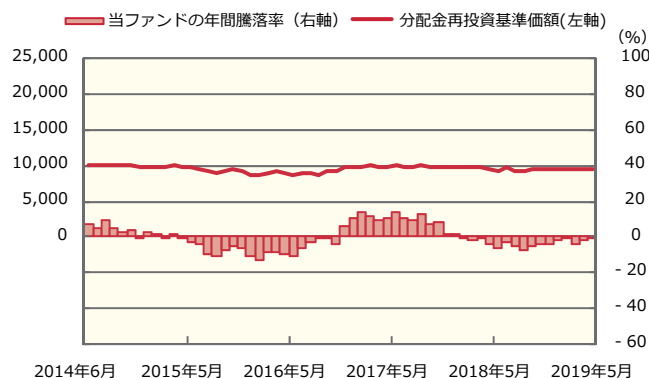


# 投資リスク

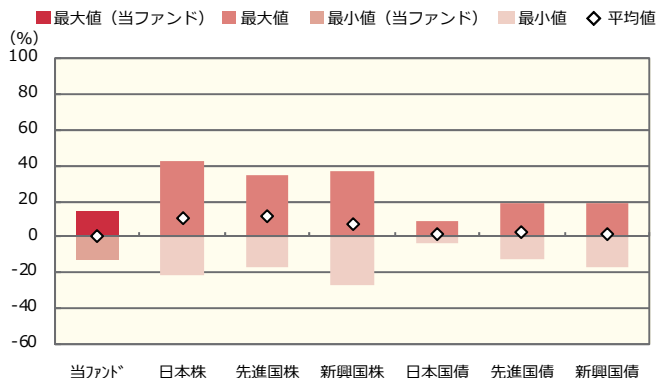
## ■ リスクの定量的比較 (2014年6月末～2019年5月末：月次)

### ■ Aコース

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



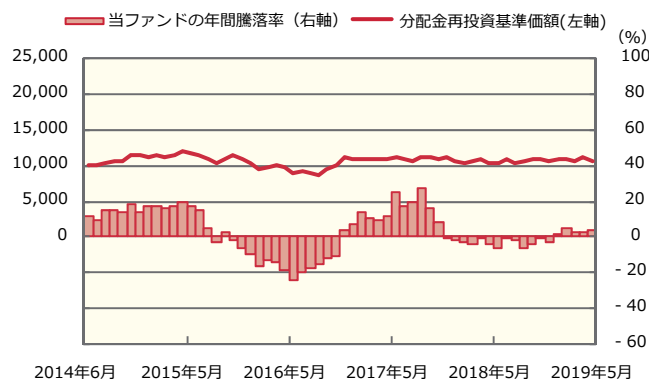
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 12.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 0.1	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

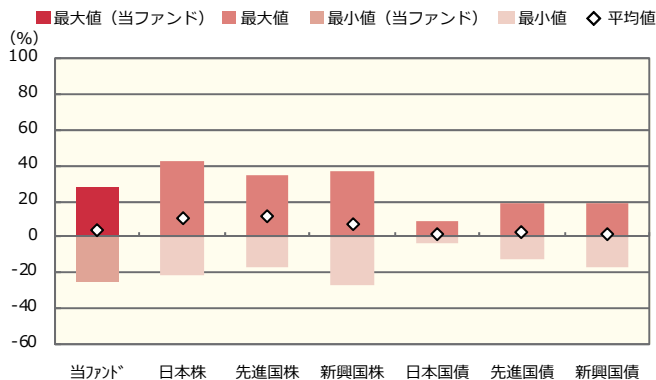
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■ Bコース

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.6	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 24.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.2	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

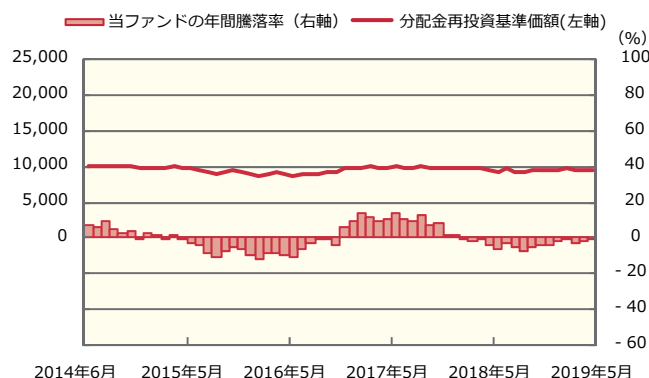
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



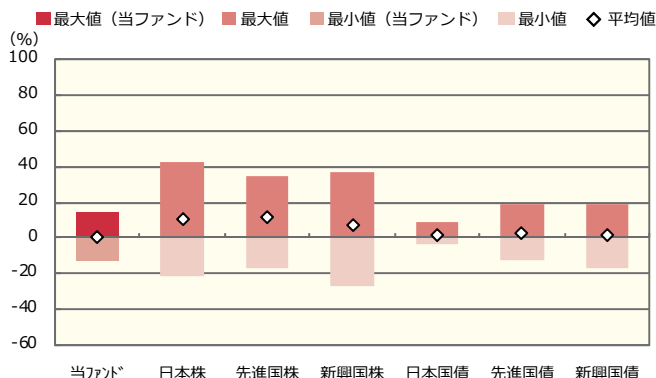
# 投資リスク

## Cコース

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



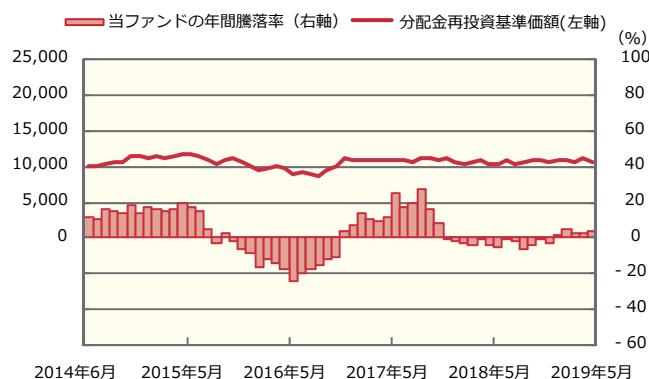
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 12.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 0.1	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年6月末を10,000として指数化しております。  
 \* 年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

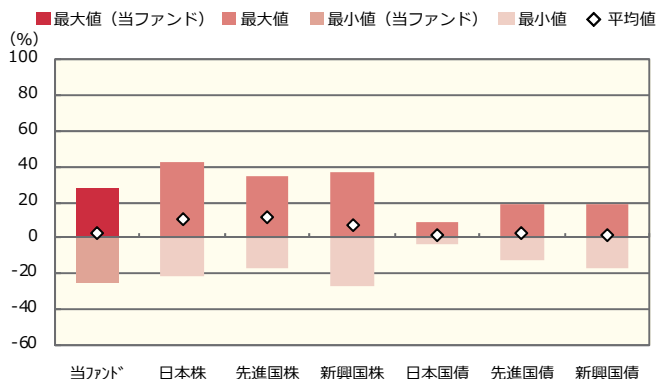
\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。  
 \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## Dコース

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 24.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.2	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年6月末を10,000として指数化しております。  
 \* 年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。  
 \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈩東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈩東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

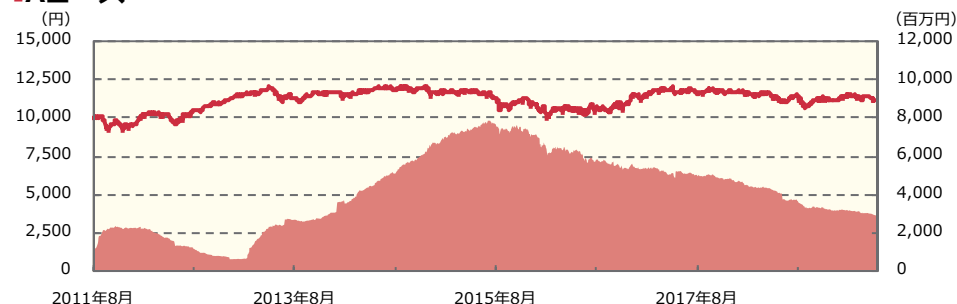


# 運用実績 (2019年5月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

### Aコース

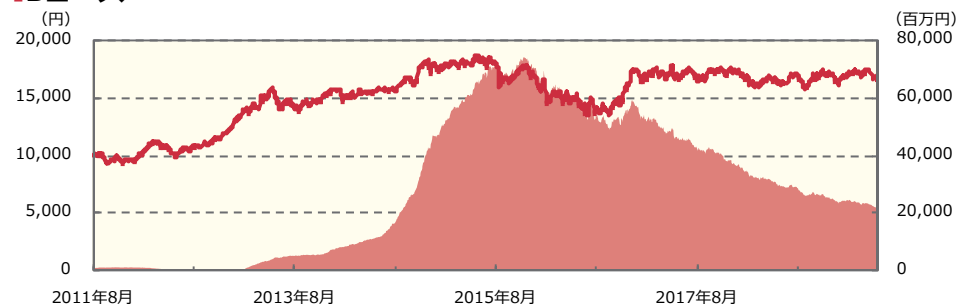


### Aコース

(1万口あたり、課税前)

2019年5月	10 円
2018年11月	10 円
2018年5月	10 円
2017年11月	10 円
2017年5月	10 円
設定来累計	150 円

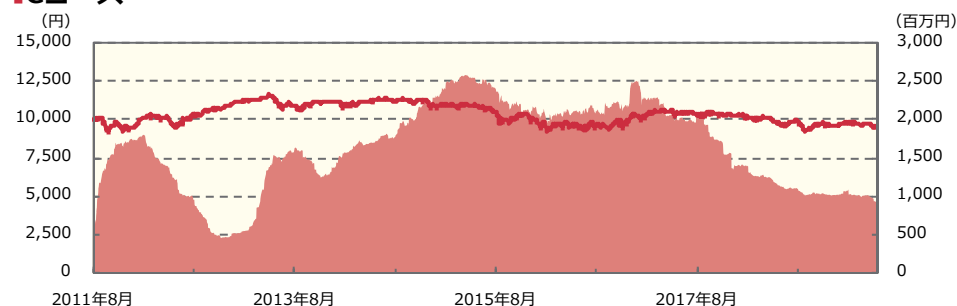
### Bコース



### Bコース

2019年5月	10 円
2018年11月	10 円
2018年5月	10 円
2017年11月	10 円
2017年5月	10 円
設定来累計	150 円

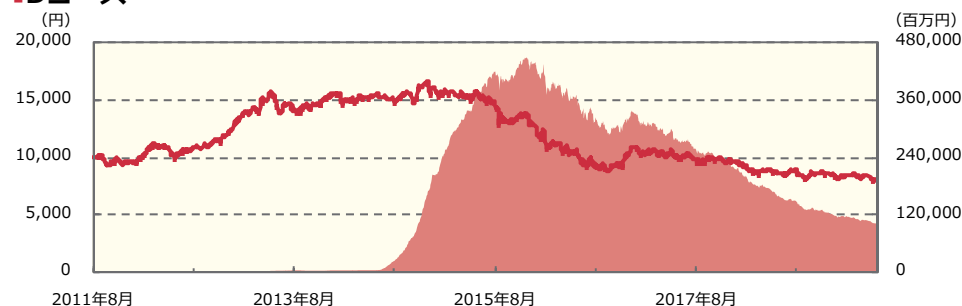
### Cコース



### Cコース

2019年5月	20 円
2019年4月	20 円
2019年3月	20 円
2019年2月	20 円
2019年1月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	1,820 円

### Dコース



### Dコース

2019年5月	70 円
2019年4月	70 円
2019年3月	70 円
2019年2月	70 円
2019年1月	70 円
直近1年間累計	840 円
設定来累計	8,950 円



# 運用実績 (2019年5月31日現在)

## ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

### ■ Aコース

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド JPY限定為替ヘッジ・クラス	65.4
2	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	33.3
3	野村マネー マザーファンド	0.0

### ■ Bコース

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド JPYクラス	65.5
2	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	33.2
3	野村マネー マザーファンド	0.0

### ■ Cコース

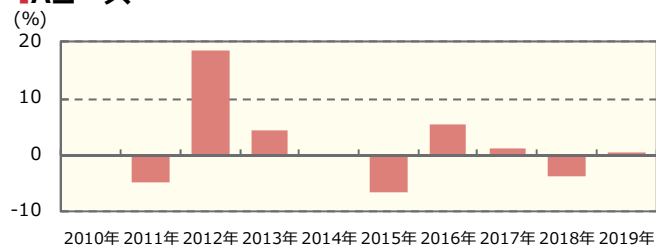
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド JPY限定為替ヘッジ・クラス	61.5
2	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPY限定為替ヘッジ・クラス	37.1
3	野村マネー マザーファンド	0.1

### ■ Dコース

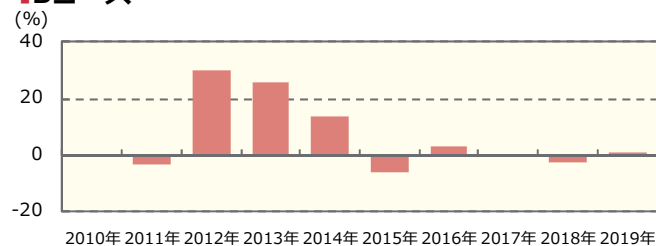
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド JPYクラス	63.9
2	FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF JPYクラス	34.9
3	野村マネー マザーファンド	0.0

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

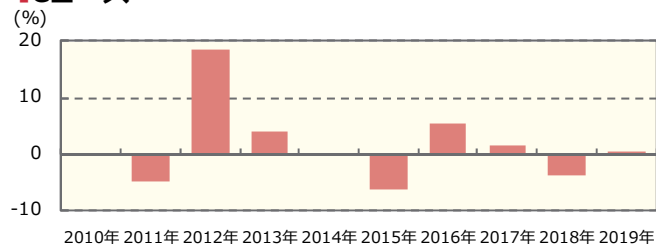
### ■ Aコース



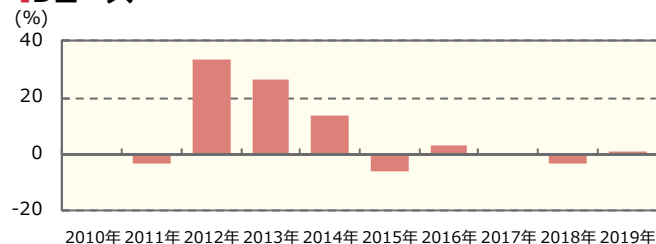
### ■ Bコース



### ■ Cコース



### ■ Dコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2011年は設定日（2011年8月11日）から年末までの収益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース (分配金を受取るコース)	1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口 = 1 円) または 1 万円以上 1 円単位
	自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1 万円以上 1 円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購 入 価 額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は 1 万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して 7 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	

換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1 万口単位、1 口単位または 1 円単位
	自動けいぞく投資コース	1 円単位または 1 口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌々営業日の基準価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して 7 営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	

申 込 締 切 時 間	午後 3 時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019 年 7 月 27 日から 2020 年 7 月 31 日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	1 日 1 件 10 億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「A コース」「B コース」間および「C コース」「D コース」間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または 12 月 24 日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所      ・ルクセンブルグの銀行
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。





## 手続・手数料等

信託期間	2031年5月13日まで（2011年8月11日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする全ての外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	「Aコース」「Bコース」：原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日） 「Cコース」「Dコース」：原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	「Aコース」「Bコース」：年2回の決算時に分配を行いません。（再投資可能） 「Cコース」「Dコース」：年12回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	5月、11月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 *上記は2019年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																				
購入時手数料	購入価額に <u>3.24%※（税抜3.0%）以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 ※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。） 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。																			
信託財産留保額	ありません																			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.0368%<sup>※1</sup> (税抜年0.96%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先 および 役務の 内容 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.38%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.55%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする外国投資証券の信託報酬率</td> <td>年0.75% ~ 年0.82%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担<sup>(注)</sup></td> <td><u>年1.7868% ~ 年1.8568% 程度<sup>※2</sup> (税込)</u></td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.0368% <sup>※1</sup> (税抜年0.96%)	支払先 および 役務の 内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.38%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%	投資対象とする外国投資証券の信託報酬率		年0.75% ~ 年0.82%	実質的な負担 <sup>(注)</sup>		<u>年1.7868% ~ 年1.8568% 程度<sup>※2</sup> (税込)</u>
	信託報酬率		年1.0368% <sup>※1</sup> (税抜年0.96%)																	
	支払先 および 役務の 内容 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.38%																
		販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%																
		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%																
投資対象とする外国投資証券の信託報酬率		年0.75% ~ 年0.82%																		
実質的な負担 <sup>(注)</sup>		<u>年1.7868% ~ 年1.8568% 程度<sup>※2</sup> (税込)</u>																		
* 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、※1が年1.056%、※2が年1.806%~年1.876%程度となります。																				
(注) ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。																				
【運用の委託先の報酬】 運用の委託先であるフランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、ファンドの日々の平均純資産総額に、年0.03%の率を乗じて得た額とします。																				
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等																			



## 手続・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 上記は2019年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 追加的記載事項

---

- ファンドの名称について

「野村テンプレトン・トータル・リターン Aコース」に「(限定為替ヘッジ 年2回決算型)」を、  
「野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース」に「(為替ヘッジなし 年2回決算型)」を、  
「野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース」に「(限定為替ヘッジ 毎月分配型)」を、  
「野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース」に「(為替ヘッジなし 毎月分配型)」を、  
付記する場合があります。